

・ 所得制限限度額（児童手当）

表内の限度額を上回る方は、児童手当 → 特例給付となります。

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

※「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。ご注意ください。

・ 所得制限限度額（特例給付）

表内の限度額を上回る方は、特例給付 → 対象外となります。

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	858	1071
1人	896	1124
2人	934	1162
3人	972	1200
4人	1010	1238
5人	1048	1276

※「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。ご注意ください。

～注意～

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。